

8 設立登記

NPO法人には、設立時に登記することが義務づけられています。これは、法人の存在、行為能力の範囲、代表権の所在など国家の公簿である登記簿に登記をして、広く社会一般に公示し、社会生活における取引の安全と円滑化を図ることを目的としているためです。

※ 登記義務を怠った場合は、法人の役員が過料に処せられます。

(1) 登記の期間

NPO法人は、その主たる事務所の所在地において登記することにより成立します。設立の登記は、主たる事務所の所在地において~~は~~、設立の認証の通知が到達した日から2週間以内に~~、従たる事務所の所在地においては、設立の登記をした日から2週間以内に登記しなければなりません。~~

※ 設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から6ヶ月を経過しても登記をしないときは、所轄庁が認証を取り消すことがあります。

(2) 登記事項

登記すべき事項は、次のとおりです。(組合等登記令第2条)

- ① 目的及び業務
- ② 名称
- ③ 事務所の所在場所
- ④ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- ⑤ 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
- ⑥ 代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め

(3) 登記に必要な書類等

登記の際に必要な主な書類は次のとおりです。申請書の記載様式などについては、法務局のホームページ (http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/houjin4.html#f_heading3) からダウンロードできます。

- ① 設立登記申請書 (P.59参考様式)
- ② 登記すべき事項
- ③ 定款
- ④ 法人設立認証書
- ⑤ 代表権を有する者の就任承諾書
- ⑥ 印鑑届書 等

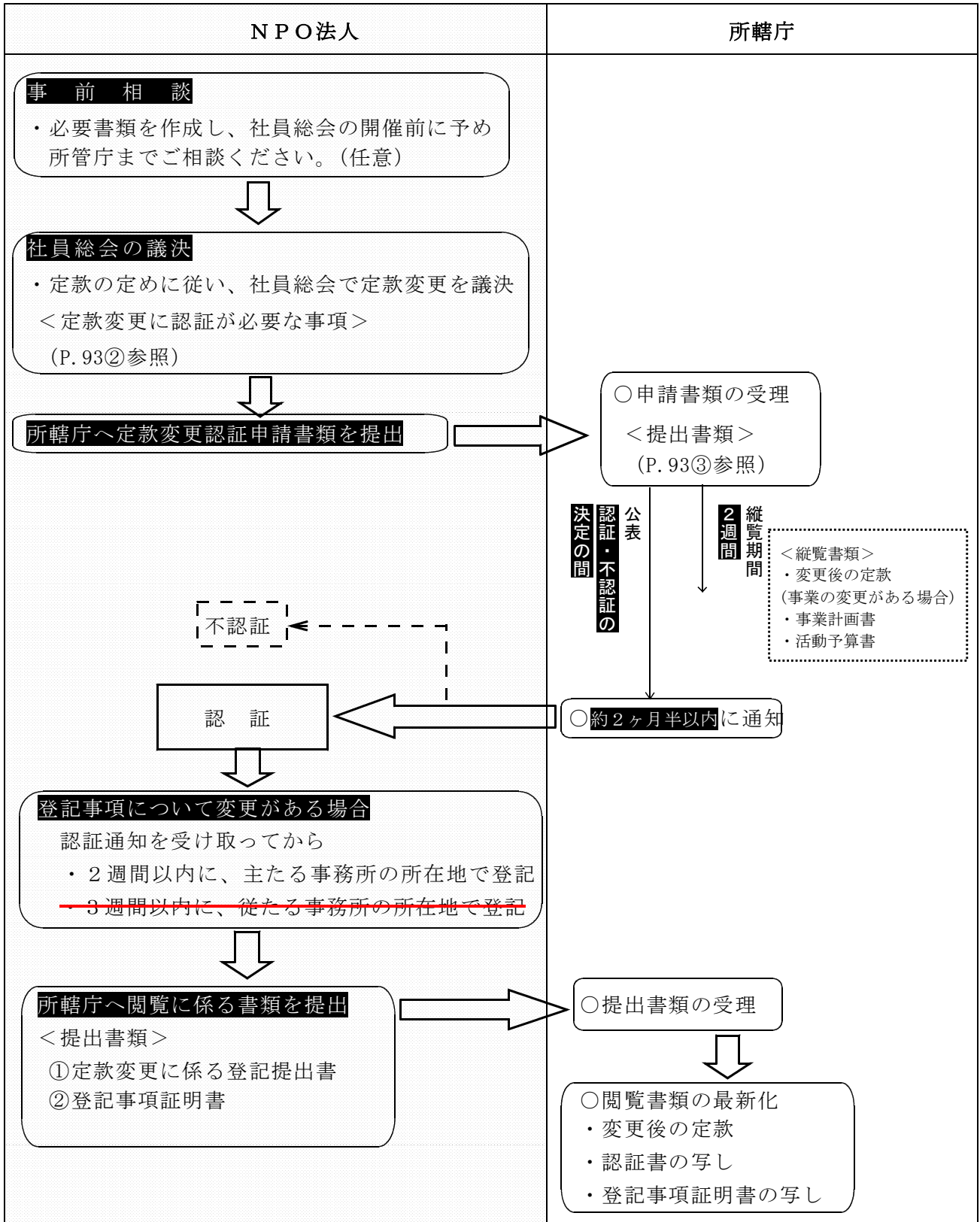
◇登記についての問い合わせ先

【岡山地方法務局】 岡山市北区南方1丁目3-58
 法人登記手続案内 (086) 224-5715
 代表 (086) 224-5656
 ホームページ <http://houmukyoku.moj.go.jp/okayama/>

(4) 設立登記完了届出書の提出

登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書及び設立の時の財産目録を添付した設立登記完了届出書(様式第2号)を所轄庁に提出しなければなりません。あわせて、閲覧用書類も提出します。

○ 認証が必要な場合
① 手続の流れ



④縦覧期間中の補正

提出書類に不備があるときは、その不備が県条例で定める軽微なものである場合に限り、補正をすることができます（所轄庁が当該申請書を受理した日から2週間以内の場合に限りま

す）。補正書に補正後の提出書類を添付して提出してください。

	提出書類等	様式	閲覧	部数	参照ページ
1	補正書	第1号の2		1	P.100
2	補正後の書類				

⑤定款変更認証後に提出する書類

登記事項に変更があった場合には、次の書類を所轄庁へ提出してください。

	提出書類等	様式	閲覧	部数	参照ページ
1	定款変更に係る登記提出書	第5号の2		1	P.101
2	登記事項証明書（原本）	官公署		1	—
3	登記事項証明書の写し	〃	○	1	—

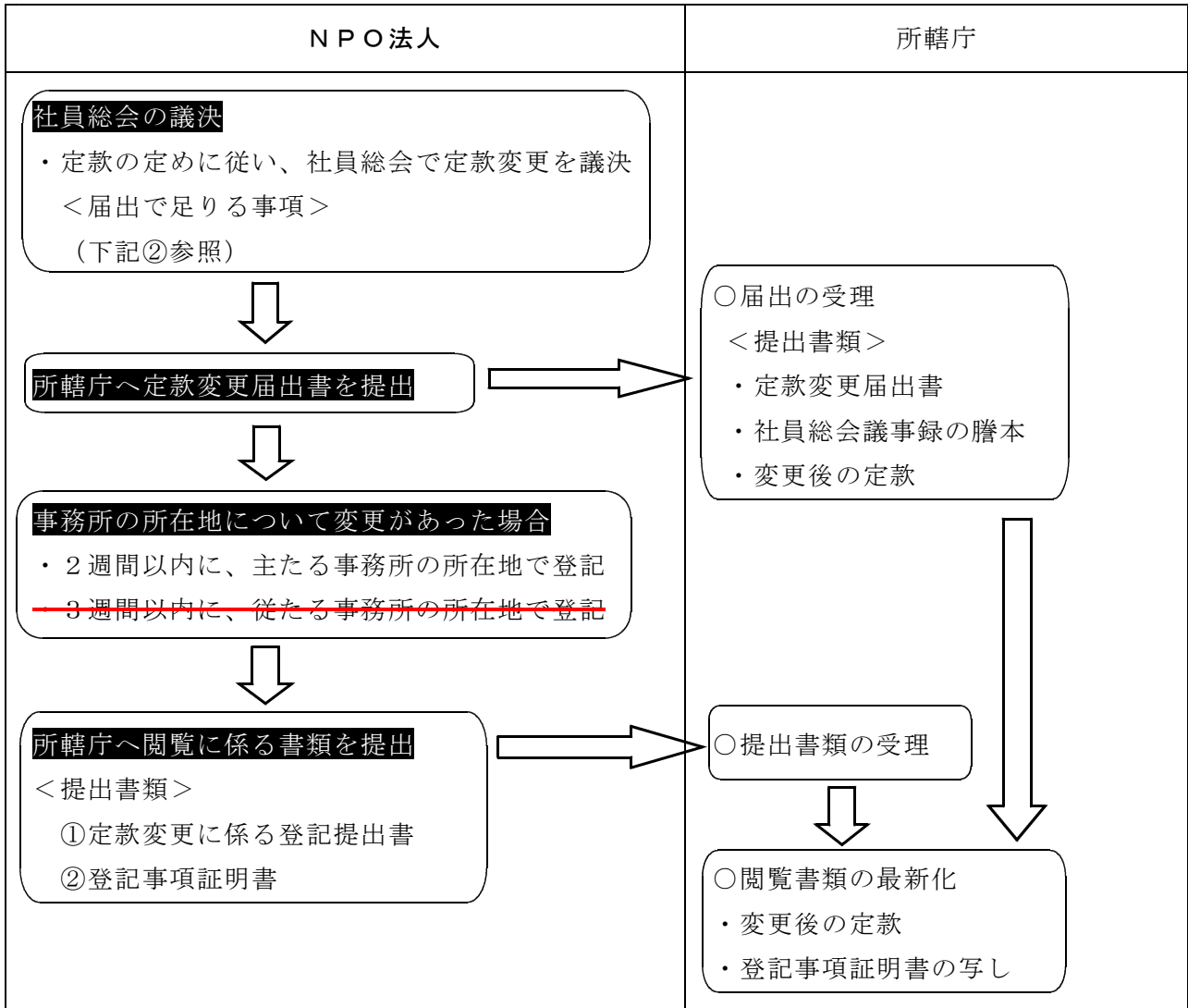
⑥注意事項

ア 設立の認証申請の場合と同様に、2週間の縦覧を経て、申請書受理から2ヶ月半以内に所轄庁が認証又は不認証の決定を行います。

イ 登記事項に変更が生じた場合には、認証通知が到達した日から主たる事務所の所在地においては2週間以内に、~~従たる事務所の所在地においては3週間以内に~~登記を行う必要があります。

ウ 定款の変更は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じません。
（ただし、届出で足りる事項の変更を除く。）

○ 届出が必要な場合
① 手続の流れ



② 定款の変更に係る社員総会の決議

定款で定めるところにより、社員総会の議決を行ってください。

なお、社員総会の議決にあたり、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったとみなされま

す。

定款の変更にあたり届出で足りる事項は次の①～⑧です。

- ① 事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないものに限る。）
- ② 役員の数に関する事項
- ③ 資産に関する事項
- ④ 会計に関する事項
- ⑤ 事業年度
- ⑥ 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものを除く。）
- ⑦ 公告の方法
- ⑧ 法第11条第1項各号にない事項

③ 所轄庁への届出

社員総会で定款変更の議決後、次の書類を提出してください。

	提出書類等	様式	閲覧	部数	参照ページ
1	定款変更届出書	第5号		1	P.104
2	定款の変更を議決した社員総会議事録の謄本	任意		1	P.97
3	変更後の定款	〃	○	2	—

④ 事務所の所在地の変更に係る登記の変更に提出する書類

事務所の所在地の変更があった場合には、主たる事務所の所在地において~~は~~2週間以内に、~~従たる事務所の所在地においては3週間以内に~~登記を行う必要があります。

登記事項の変更後、次の書類を所轄庁へ提出してください。

	提出書類等	様式	閲覧	部数	参照ページ
1	定款変更に係る登記提出書	第5号の2		1	P.101
2	登記事項証明書（原本）	官公署		1	—
3	登記事項証明書の写し	〃	○	1	—

○定款変更を伴わない事務所の所在地変更についての連絡

※定款変更を伴わない事務所の所在地変更があった場合には、「定款変更届」の提出は不要ですが、事務管理の都合上必要なので、所轄庁にその旨を連絡していただくとともに、登記事項証明書の写しを1部提出してください。

※例：定款で事務所の所在地を「岡山市」と定めている法人が、所在地を岡山市北区内山下

〇〇から岡山市北区南方××に変更して、登記した場合

(2) 解散事由及び手続

NPO法人は、次に掲げる事由により解散します。(法第31条第1項)

- ① 社員総会の決議 (第1号)
- ② 定款で定めた解散事由の発生 (第2号)
- ③ 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能 (第3号)
- ④ 社員の欠亡 (第4号)
- ⑤ 合併 (→P. 110) (第5号)
- ⑥ 破産手続開始の決定 (第6号)
- ⑦ 法第43条の規定による設立の認証の取消し (→P. 10) (第7号)

①については、議決は、社員総数の4分の3以上の多数をもってしなければなりません。

ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りではありません。

④については、社員が一人もいなくなった場合(役員がいても、社員でない場合も含む)です。

⑥については、理事等の申立てにより、裁判所が破産手続の開始を決定した場合です。

◆解散事由①、②、④、⑥の場合の手続

まず、法務局で解散及び清算人の登記を行います。解散登記の記載内容、添付書類などの詳細は法務局で確認してください。⑥の場合を除き、主たる事務所の所在地において~~は~~2週間以内に、~~従たる事務所の所在地においては3週間以内に~~登記します。この時点で、NPO法人はなくなり、清算法人となります。

清算人は原則として理事がなります。清算人は、解散届出書に解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付し、所轄庁に提出します。

	提出書類等	様式	部数	参照ページ
1	解散届出書	第8号	1	P. 113
2	解散及び清算人を登記したことを証する登記事項証明書	官公署	1	—

◆解散事由③の場合の手続

上記手続を行う前に、まず、所轄庁の解散の認定が必要です。

代表者は、解散認定申請書に、目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能について確認した書類(社員総会議事録、社員総会が開けない場合は理事会議事録)等を添付して、所轄庁に提出します。

	提出書類等	様式	部数	参照ページ
1	解散認定申請書	第7号	1	P. 112
2	事業の成功の不能を証する書面	任意	1	—

所轄庁が認定した場合、その書類をもって、法務局で解散及び清算人の登記を行います。

以後、上記手続に同じ。

(3) 残余財産の帰属の認証

解散したNPO法人の残余財産は、定款で定める帰属すべき者に帰属します。定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないときは、清算人は、所轄庁の認証を得て、その財産を国又は地方公共団体に譲渡することができるため、残余財産譲渡認証申請書により申請しなければなりません。

なお、定款で残余財産の帰属先を定める場合は、次に掲げる者から選定しなくてはなりません。

- | | | |
|----------------------|------------|---------|
| ・他のNPO法人 | ・国又は地方公共団体 | ・学校法人 |
| ・公益法人(公益社団法人、公益財団法人) | ・社会福祉法人 | ・更生保護法人 |

	提出書類等	様式	部数	参照ページ
1	残余財産譲渡認証申請書	第10号	1	P.115

2 清算の手続

(1) 清算人の登記及び届出

清算中に就任した清算人は、主たる事務所の所在地において~~は2週間以内に、従たる事務所の所在地においては3週間以内に、~~その氏名、住所を登記し、清算人就任届出書により所轄庁へ届け出ます。

	提出書類等	様式	部数	参照ページ
1	清算人就任届出書	第9号	1	P.114
2	清算人就任の登記事項証明書	官公署	1	—

(2) 清算人の職務

① 現務の終了

現に継続中の事務を、理事から引き継いで完結させなければなりません。

② 債権の取立て及び債務の弁済(第31条の12)

債務の弁済は重要であり、申し出た債権者には逐次弁済することになっています。

※申し出られた債権の全部を弁済できない場合は、裁判所に破産手続開始の申立てを行う。

③ 公告(法第31条の10)

清算人は、就任後遅滞なく、少なくとも1回の公告をし、債権者に対し、一定期間内(2ヶ月以上)にその債権を申し出るよう催告しなければなりません。

4 組合等登記令（昭和三十九年三月二十三日政令第二十九号）（抄） 抜粋

(適用範囲)

第一条 別表の名称の欄に掲げる法人（以下「組合等」という。）の登記については、他の法令に別段の定めがある場合を除くほか、この政令の定めるところによる。

(設立の登記)

第二条 組合等の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、設立の認可、出資の払込みその他設立に必要な手続が終了した日から二週間以内に行わなければならない。

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

- 一 目的及び業務
- 二 名称
- 三 事務所の所在場所
- 四 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- 五 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
- 六 別表の登記事項の欄に掲げる事項

(変更の登記)

第三条 組合等において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、出資若しくは払い込んだ出資の総額又は出資の総口数の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から四週間以内にすれば足りる。

3 第一項の規定にかかわらず、資産の総額の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から三月以内にすれば足りる。

第十一条 削除

(設立の登記の申請)

第十六条 設立の登記は、組合等を代表すべき者の申請によつてする。

2 設立の登記の申請書には、定款又は寄附行為及び組合等を代表すべき者の資格を証する書面を添付しなければならない。

3 第二条第二項第六号に掲げる事項を登記すべき組合等の設立の登記の申請書には、その事項を証する書面を添付しなければならない。

(登記の期間の計算)

第二十四条 登記すべき事項であつて官庁の認可を要するものについては、その認可書の到達した時から登記の期間を起算する。

附 則（平成三〇年九月二七政令第二七〇号）

(施行期日)

1 この政令は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第七十号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十年十月一日）から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表（第一条、第二条、第六条、第十七条、第二十条関係）

名称	根拠法	登記事項
特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め

<参考> 組合等登記令第二十五条において準用される商業登記法

第十九条 官庁の許可を要する事項の登記を申請するには、申請書に官庁の許可書又はその認証がある謄本を添付しなければならない。